

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日起休日に當たるときは、その翌日)

告

示

## 鳥取県告示第千二十六号

昭和六十一年十月鳥取県告示第八百八十六号（豚等の移入の禁止について）は、廃止する。

昭和六十一年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第千二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る四王寺地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

- ◆告 示 豚等の移入の禁止の解除
- ◆土地改良事業の認可（三件）
- ◆保安林の指定の解除（二件）
- ◆保安林の指定の解除予定（二件）
- ◆開発行為に関する工事の完了
- ◆都市計画事業の認可
- ◆選管告示
- ◆選舉管理委員会の招集
- ◆政治団体の設立の届出
- ◆政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
- ◆政治団体の解散の届出
- ◆遊技機の型式の認定
- ◆公安告示
- ◆雑 報 一時保護を加えた児童の所持していたもの

- 一 縦覧に供する書類
- 一 換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十二月十日から三十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

昭和六十一年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（袴宜谷農道）地区農道整備）を昭和六十一年十二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十一年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（紙子谷農道）地区農道整備）を昭和

六十一年十二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

昭和61年12月9日 火曜日

## 鳥取県公報

## 一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字酒津字瀧ノ谷九九七の一

## 二 保安林として指定された目的

魚つき

## 三 解除の理由

公共施設用地とするため

**鳥取県告示第千三十二号**  
 次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
 る。

昭和六十一年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第千三十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定に  
 より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十一年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字西園字五反田続三三一の五、三三一の六、字五反田  
 西通三一二の一

## 三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大山町  
 役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第千三十三号**

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

- 二 保安林として指定された目的
- 潮害の防備
- 解除の理由
- 道路用地とするため

昭和六十一年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和61年12月9日 火曜日

## 一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市伏野字小円道之壱 二二五四の一・白兎字小円道六九五の一(

池原 正明  
池原ヒロ子

以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

## 二 保安林として指定された目的

魚つき

## 三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第千三百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第千三百四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年十二月二十三日 鳥取県指令受都計三第十二号

## 二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市日原字折返

## 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市福市一一六九

## 四 事業地

## 1 収用の部分

東伯郡東伯町大字逢東字鈴野、字道丸欠及び字東道丸

欠、大字下伊勢字於曾婆、字荒神高下、字土手下、字内海中、字松山、字北田及び字谷田並びに大字徳万字南馬込、字東込堂及び字中込堂地内

## 2 使用の部分

なし

鳥取県告示第十三十六号

河川区域の変更により、次とのおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県根雨土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

昭和六十一年十二月九日

鳥取県知事 西尾邑 次

## 一 河川の名称

## 日野川水系に係る一級河川石見川

一 廃川敷地が生じた年月日

昭和六十二年十一月九日

## 二、廢川敷地の位置

日野郡日南町中石見字森ノ前八九五地先から同字渡り上り八八七一二

卷之二

廃川敷地の種類及び数量

選舉管理委員會告示

**鳥取県選挙管理委員会告示第百三十八号**

鳥取県選挙管理委員会告示第百三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

一 日時 昭和六十一年十二月十五日(月)午後三時

二場所 鳥取市東町一丁目三〇 鳥取県選挙管理委員会委員室

三  
議題は 昭和六十二年度明るい選挙推進運動要領について

## 鳥取県選挙管理委員会告示第百四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の名称		異動事項		新	旧	年月日 届出	備考
会員	会員の氏名	会計責任者	会計責任者の氏名				
鳥取県自治同志会	木下 金治	山根 健	浜本 力六	昭和六十一月一日	昭和六十一月一日	昭和六十一月二日	その他の政治団体
徳本幸男と共に考える会	福田安太郎	福田安太郎	福田安太郎	昭和六十一月十一日	昭和六十一月十一日	昭和六十一月十二日	その他の政治団体
小玉正猛後援会	八八九	鳥取市賀露町	鳥取市賀露町	昭和六十一月二日	昭和六十一月二日	昭和六十一月三日	その他の政治団体
下本光雄後援会	佐藤 文男	景野 正雄	佐藤 文男	昭和六十一月二日	昭和六十一月二日	昭和六十一月三日	その他の政治団体
松田宏後援会	塚田 治寛	塚田 友雄	塚田 治寛	昭和六十一月二日	昭和六十一月二日	昭和六十一月三日	その他の政治団体
相沢英之中部後援会	一五七一三	米子市上福原	一五七一五	昭和六十一月二日	昭和六十一月二日	昭和六十一月三日	その他の政治団体
生田泰治後援会	一五七一三	倉吉市宮川町	一五七一五	昭和六十一月二日	昭和六十一月二日	昭和六十一月三日	その他の政治団体
福谷勝三後援会	福谷勝三	持田 寛	藤原 政義	昭和六十一月二日	昭和六十一月二日	昭和六十一月三日	その他の政治団体
三後援会に勝	昭和二十六年六月二十一日	昭和二十六年六月二十一日	昭和二十六年六月二十一日	昭和二十六年六月二十一日	昭和二十六年六月二十一日	昭和二十六年六月二十二日	その他の政治団体

## 鳥取県選挙管理委員会告示第百四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

鍵谷純三後援会	所主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	所主たる事務所の所在地
"	米子市立町四〇五	米子市立町四	米子市西福原
"	米子市立町七七一	米子市立町一	米子市東福原
"	昭和六十一月二日	昭和六十一月二日	"
"	昭和六十一月二日	昭和六十一月二日	"

## 鳥取県選挙管理委員会告示第百四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十

政治団体の名称		代表者の氏名		会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	年月日 届出	備考
会員	会員の氏名	会計責任者	会計責任者の氏名				
太田垣とみお後援会	吉田 実	森本健太郎	鳥取市里仁四一	昭和六十一月十一日	昭和六十一月十一日	昭和六十一月十二日	その他の政治団体

条第一項の規定に基いて、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十一年十一月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 谷 規 夫

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称 **太田恒とみお後援会**

報告年月日 昭和61年11月14日

(昭和61年11月10日解散)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	10,000円
ア 前年繰越額	10,000円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	10,000円

2 支出の内訳

経常経費	
事務所費	10,000円
合 計	10,000円

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称 **太田恒とみお後援会**

報告年月日 昭和61年11月14日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	10,000円
ア 前年繰越額	10,000円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九十五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百九十四号)第二十条第三項の技術上の規格に適合してゐると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する法律規正法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第十二条第一項の規定による政治団体の收支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十

る規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月九日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 二

遊技機の種類	型 式	製造業者名
サンスカーネットV		
NEWグランデモード		振興産業株式会社
ハイ・パリックIV		
ルームミュー		株式会社川洋物産
ぱちんこ遊技機		
リョーキャクロボ		株式会社リョーボ
ブリッジ		
スコーンング		マニヤハナ業株式会社
カスタムパワー		有限会社銀座

次に掲げる金品は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定により一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金品について返還請求権を有する者は、昭和61年12月9日から6月以内に申し出でください。

昭和61年12月9日

鳥取県米子児童相談所長

金品の 名 称	種 類	数 量	児童が金品を所持するに至った経緯等
10,000円札	4		昭和61年8月27日ごろ、米子市角盤町一丁目168やよいデパート米子店北側出入口にお
1,000円札	2		いて、他の児童と共に計上、現金約85,000円
500円硬貨	2		
100円硬貨	3		在中のセカンドバッグ1個を窃取し、現金の一部を消費して、左に掲げる現金を所持して
50円硬貨	2		いたものである。
10円硬貨	15		

## 雑 報